

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定による令和2年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年10月30日

静岡県知事 川勝平太

1 試験日時

令和3年2月20日（土） 午後1時から午後2時30分まで

2 試験会場

静岡県立大学（静岡市駿河区谷田52-1）

受験者数等によっては、その他の会場となる場合がある。

3 試験の種目

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 学科試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）

(2) 実地試験（筆記により実施する。）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては、毒物及び劇物取締法施行規則別表第2に掲げる劇物に限る。）

5 出願書類

- (1) 試験願書（各健康福祉センター（本所、支所、分庁舎）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）で配布するものを使用する。）
- (2) 戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（同法第30条の45に規定する外国人住民にあつては、同条の国籍等）を記載したものに限る。）又は戸籍記載事項証明書（出願前3か月以内のもの）
- (3) 写真（大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルとし、出願前3か月以内に撮影した正面向き脱帽上半身像で無背景のもの）

6 試験手数料

10,500円の静岡県収入証紙を試験願書に貼って納入するものとする。

7 試験願書

(1) 願書の配布

令和2年11月20日（金）から各健康福祉センター（本所、支所、分庁舎）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）で願書を配布する（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）。

(2) 願書の受付期間

令和2年11月30日（月）から令和2年12月4日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

8 試験願書の受付場所

原則として、住所地を管轄する健康福祉センター（本所、支所、分庁舎）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申込み時点で静岡県内に居住の方及び勤務先又は通学先が静岡県内である方の試験願書のみ受け付ける。

9 合格者の発表

令和3年3月15日（月） 午前10時

静岡県庁本館玄関前掲示板、県ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/>)、各健康福祉センター（本所、支所、分庁舎）、静岡市保健所（本所、清水支所）、浜松市保健所（本所、浜北支所）において合格者の受験番号を掲示する。

10 その他

詳細は、静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課（電話番号054-221-2413）に問い合わせること。